

■令和5年度公募 川西市小規模保育事業A型整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年7月21日公表

回答No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
1	募集要項	1	1 募集する事業の概要 ①地域	地域について ・保留児童の多い地域の方が評価が高いなど違いはあるか？ ・優先地域は当然保留児童の多い地域、という考えで問題ないか？	募集要項8頁に記載のとおり、入所保留児童の解消に資する取組みについては、立地や通園支援、定員設定、開所時期など総合的に評価の対象となります。
2	募集要項	1	1 募集する事業の概要 ⑩実施を要する子ども・子育て支援事業等	川西市内の病児保育事業のニーズについて。	現時点で拡充の計画はありません。 今後のニーズの推移を見ながら検討していきます。
3	募集要項	2	2 事業者の応募資格等	現在、介護事業と保育事業を同一法人で運営している。 別法人で新規に会社を設立し、今般の公募に充てたいと考えている。その後保育事業のみを分割し、今般新規で設立する法人に付けることを考えているが、以下の点について確認したい。 (今後、保育事業と介護事業を法人別で運営したい。) ・会社自体に保育事業の実績があるほうが加点されるのか？ ・現在の法人で応募し、ゆくゆく事業の譲渡をすることは可能なのか？(新規会社を設立し、その会社に保育事業のみを充てる。) ・新規で設立する会社では採択されにくいのか？(資産は分割前と同様に保証する予定。)	事業者における保育事業の実績・経験年数等については応募資格の要件としてはおりませんが、募集要項8頁に記載のとおり、運営実績は審査事項となります。 ご質問の保育事業の譲渡については、法令上の要件を満たす場合、制度上可能です。ただし、同頁に記載のとおり、財務状況・資金計画及び長期的な運営の安定性については、審査事項となりますので、その点を十分に留意した上で、応募書類の作成をお願いします。 具体的には、応募の時点で、保育事業の分割譲渡等を予定されている場合、 (1) 現在の会社に関する決算資料(介護・保育事業)等だけでなく、保育事業のみを対象とした決算資料等 (2) 「事業や資産を確実に譲渡」する見込であることが、事業者内で意思決定等されたことがわかる資料(株主総会や取締役会議事録等) (3) 新設会社の事業計画(資本金などの予定金額、職員数等) などの資料も合わせて提出をお願いします。 なお、実際の応募書類提出後に、申請内容を確認したうえで、追加での資料提出を求める場合がありますこと、申し添えます。
4	募集要項	2	2 事業者の応募資格等	川西市に事業所がないことで採択に不利が生じるか。	本市に事業所を置いていないことのみをもって、審査の不利になることはありません。

■令和5年度公募 川西市小規模保育事業A型整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年7月21日公表

回答No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
5	募集要項	2	2 事業者の応募資格等	1事業者が複数施設をエントリーすることは可能か。	可能です。
6	募集要項	2	3 施設設備に関する条件	現在検討している物件の上階部分に事務スペースと職員更衣スペースを設けて運営することは可能か。(1階に必置設備を集約し、保育スペースを極力広くするため)	可能です。なお、保育室等を2階以上に設ける場合には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下、「国基準」という。)上の必要要件があることを申し添えます。
7	募集要項	2	3 施設設備に関する条件	室内にピロティ部分を設け、そこを園庭とすることは可能か。	国基準(第二十八条四)では、「満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)を設けることとされています。そのため、室内のピロティなど、屋根や天井があり、建築面積に含まれる場所は「屋外遊戯場(園庭)」とはみなされません。なお、屋外遊戯場については、近隣の公園等をもって代替することが可能です。
8	募集要項	2	3 施設設備に関する条件	一階テナントを予定していますが、二方向避難は必須でしょうか。	当該設備については、国基準(第二十八条七ロ)の規定により、「保育室等を2階以上」に設置する場合に必要となります。ただし、消防法上、入居される建物によっては必要となる場合があります。なお、建築基準法施行令第125条の規定に適合する必要があります。
9	募集要項	2	3 施設設備に関する条件 (1)施設に関する基本事項	「実施する物件は事業者が確保すること」とありますが、廃園となる東谷幼稚園(もしくは、清和台幼稚園の一部)を小規模園としてお借りできないか検討しています。お借りすることは可能でしょうか?もし、お借りできた場合の賃貸補助などどのような基準となりますか? また、小規模園だけではなく敷地(空室)の活用方法として一時預かり事業及び学童保育も併設しての運用は可能でしょうか?	清和台幼稚園については令和5年度末を目途に閉園とし、東谷幼稚園については閉園等を検討する方向性をお示ししておりますので、現時点では両施設の活用について、具体的な方針をお示しできる段階ではございませんことご了承ください。 なお、募集要項4頁に掲載のとおり、小規模保育事業と他事業とを、複合的に実施することは可能です。ただし、実施する事業への補助等については、市の政策判断等も必要となりますこと申し添えます。

■令和5年度公募 川西市小規模保育事業A型整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年7月21日公表

回答No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
10	募集要項	3	3 施設設備に関する条件 (3)⑤送迎用駐車場	敷地内に駐車場を確保することが難しい場合、近隣の月極駐車場で代替することは可能でしょうか。	可能です。
11	募集要項	3	4 施設運営に関する条件 (1)①利用定員	新規開園直後の入園児数が未知数であるため、最初は12名定員で設定し、入園の様子に応じ後から定員変更する等は可能か。	制度上は可能ですが、入所保留児童の解消に資する取組みについて、立地や通園支援、定員設定、開所時期など総合的に評価の対象となります。 なお、開園時の定員設定から増加すれば、新たな消防用設備等の設置が必要になるなど、消防法上の義務が変化する場合があるため、留意してください。
12	募集要項	3	4 施設運営に関する条件 (1)③開所時間	土曜保育についても、午後7時までの延長保育が必須でしょうか。	必須です。保護者からの希望がある場合、午後7時までの延長保育を実施してください。
13	募集要項	4	4 施設運営に関する条件 (2)職員配置	保育士の確保状況（他地域同様、保育士の確保が困難な状況なのか？）	民間保育施設からは、保育士確保が困難な状況とのご意見を多数いただいております。
14	募集要項	4	4 施設運営に関する条件 (3)小規模保育事業A型との連携施設	連携施設の設定が間に合わない場合の減点はあるか。	連携施設の確保（設定）又は確保に向けた計画については、募集要項8頁に記載のとおり、審査事項の対象となります。
15	募集要項	6	5 開設経費及び運営経費にかかる補助 (4)運営費等	収支計画や、人員配置を考えたい為、市独自の加算などがあるか確認したい。資料いただくことは可能か？	給付費において市独自の加算はありません。 市独自の障がい児保育事業補助金については、小規模保育事業所が障がい児を受け入れて、子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費において障害児保育加算を受ける場合は、補助の適用はありません。 その他の補助制度については、質問回答19～21番の内容や資料もあわせてご参考ください。

回答No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
16	募集要項	-	その他	今回の募集で選定して頂けたと仮定して、こども未来部に保育園工事中に提出する必要がある書類一式をご教授願います。例えば、シックハウス検査資料、飲料水検査資料等です。	施設改修費等補助に関する部分の申請・実績報告が必要となります。 提出が必要な書類例) 収支予算書(決算書)・内訳書、開設準備費内訳書(備品等)、見積書(請求書)・領収書、請負契約書、検査済証等また、施設改修費等補助を受ける場合、市補助工事審査の一環として、完了検査等を実施することとなります。 なお、別途、消防法上の書類(消防用設備等着工届、設置届、防火対象物使用開始届等)の提出が必要となりますのでご注意ください。(提出先:消防本部予防課)
17	提出書類様式4	-	事業実施施設 計画書 1 整備地	「(賃借料・共益費・礼金等を含む)がわかるもの」とありますが、応募の段階では賃貸借契約(確約書)は必要ないのでしょうか。具体的にどのような書類が必要か、ご教示ください。※物件資料や申込書でいいのか。それとも賃貸借契約(確約書)が必要か。	応募の段階では、賃貸借契約書などは必須ではありません。物件資料や申込書など含めて、「賃借料・共益費・礼金等」を含む内容がわかる資料を添付してください。
18	提出書類様式5-1	-	施設整備資金計画書	工事費の概算見積書は、『設計事務所』作成分で大丈夫か。	問題ありません。

■令和5年度公募 川西市小規模保育事業A型整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年7月21日公表

回答No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
19	別添資料 令和5年度 小規模保育事業運営補助金一覧	-	市単独補助金	市単独補助金事業で、賃貸物件による保育所運営支援事業の補助金の額等の詳細を教えてください。	補助金の目的、要件などについては、別添「賃貸物件による保育所等運営支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。(年2回補助：上半期・下半期) 同要綱第4条第1項では、「補助金の額は、土地又は建物の賃借料の2分の1とする。ただし、1つの私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う事業所につき、年間150万円を上限とする。」としています。 ただし、給付費の賃借料加算の対象である場合は、第4条第2項「兵庫県が定める賃貸物件による保育所等整備支援事業実施要綱に規定する同事業の適用を受ける場合においては、別に定める基準により算定した額で決定する。」としています。
20	別添資料 令和5年度 小規模保育事業運営補助金一覧	-	市単独補助金	賃借料の補助のシステムと、具体的な金額等について。	質問回答19番の内容や資料をご確認ください。
21	別添資料 令和5年度 小規模保育事業運営補助金一覧	-	市単独補助金	市単独補助金事業で、3歳未満児受け入れ対策及び乳児保育促進事業の補助金の額等の詳細を教えてください。	補助金の目的、要件、補助対象などについては、別添「3歳未満児受入対策及び乳児保育促進事業実施要綱」をご確認ください。(年4回補助) 同要綱第5条では、補助金額の計算について記載しており、モデルケースは、別添「モデル金額 3歳未満児乳児受入等に関する試算表」をご確認ください。(年4回補助) なお、乳児保育促進事業は、小規模保育事業の認可(運営開始)初年度は、補助対象外です。

■令和5年度公募 川西市小規模保育事業A型整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年7月21日公表

回答No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
22	別添資料 令和5年度 小規模保育事業運営補助金一覧	-	地域子ども・子育て支援事業	国が定める民間保育所等運営費補助金の一部で、「保育体制強化事業」や「保育補助者雇上強化事業」、「病児保育事業」の一環としての体調不良時対応型は実施していないという理解でよろしいでしょうか。また今後実施予定はありますか。	本市では、「保育体制強化事業」と「保育補助者雇上強化事業」と「病児保育事業 体調不良児対応型」は実施していません。 また、今後の実施については未定です。
23	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	-	第28条 設備の基準	調理室を耐火構造にすること、調理室の開口部は特定防火設備で区画することは必要でしょうか。(第二十八条七 二)	国基準(第二十八条七 二)の規定では、「保育室等を3階以上」に設置する場合に必要となります。 なお、建築基準法施行令第114条第2項の規定に適合する必要があります。
24	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	-	第28条 設備の基準	調理室は耐火構造、調理室の開口部は特定防火設備で区画する予定です。スプリンクラーの設置は不要ということでしょうか。(第二十八条七 二)	国基準(第二十八条七 二)の規定では、「保育室等を3階以上」に設置する場合に必要となります。
25	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	-	第28条 設備の基準	「非常用警報器具又は非常用警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備」は、固定電話でも認められますでしょうか。(第二十八条七 ト)	当該設備については、国基準(第二十八条七 ト)の規定により「保育室等を3階以上」に設置する場合に必要となります。 また、その設置が必要となった場合、固定電話での代替は認められません。

回答No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
26	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	-	第28条設備の基準	「壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること」とありますが、木製の柱・梁を室内に露出させてもよろしいでしょうか。(第二十八条七ホ)	不燃材料については、国基準（第二十八条七ホ）の規定により「保育室等を3階以上」に設置する場合に必要となります。また、木製の柱・梁を室内に露出することについては規制はありませんが、利用乳幼児の安全対策を十分に講じてください。 なお、建築基準法第35条の2の規定に適合する必要があります。また、消防法上の無窓階でなければ、規制はありませんが、厨房設備や暖炉等からは川西市火災予防条例上の離隔距離をとる必要があります。

【留意点(重要)】

- 回答中の国基準にあわせて、同基準に基づく「川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」をご確認ください。
- 整備にあたっては、建築基準法や消防法などの関係法令の順守をお願いします。また、消防法は、保育事業所部分だけでなく、原則として建物全体の危険性により規制内容が決まりますので、入居される建物により義務が変化します。入居契約前に、個別具体的な案件について消防本部予防課まで必ずご相談願います。(電話番号 072-757-9946)